

b モバイル故障修理規定

第1条（本規定の適用）

1. 本規定は、日本通信株式会社（以下、「当社」といいます）の b モバイル利用規定に基づき、同規定に定義する当社端末機器またはSIMカード（以下、総称して「本製品」といいます）の修理（修理前の検証および新品交換による修理を含み、以下、同様とします）について定めるもので、本製品に適用されます。
2. 前項にかかわらず、本製品が次の各号のいずれかに該当する場合は、本規定の適用はありません。
 - ① 当社による販売終了日から1年間が経過した場合（各製品の販売終了日および本規定の適用期限は、本規定別紙1のとおりです）
 - ② 本製品が日本国外にある場合
 - ③ 本製品を譲渡・転売・中古販売・オークション等によって取得した場合
 - ④ 本製品が盗難、紛失、詐欺、横領等の対象となった場合
 - ⑤ その他、上記各号に準ずる事由があると当社が認めた場合
3. 当社は、本規定を当社 Web サイトに掲載する方法により、利用者に周知します。
4. 当社は本規定を変更することがあります。この場合、本製品の修理については変更後の本規定によります。
5. 当社が本規定を変更する場合は、当社 Web サイトにおいて、本規定を変更する旨、変更後の本規定の内容および変更の効力発生日を周知します。

第2条（修理の流れ）

1. 本製品の修理に関する質問または問合せは、本製品を購入した販売店（以下、「販売店」といいます）または当社の日本通信ヘルプデスク（本規定末尾に記載）までお願いいたします。
2. 本製品の修理を依頼する場合は、本製品を販売店にお持ち込みいただくか、日本通信ヘルプデスクにご連絡のうえ当社までお送りください。本製品を当社に送付するための送料はお客様のご負担になります。
3. 当社は、前項によって修理の依頼を受けた本製品について、お客様から申告された故障または不具合（以下、「故障または不具合」といいます）を検証し、故障または不具合の有無、修理の可否および修理費用をお客様に通知します。
4. 本製品に故障または不具合が認められない場合、当社はお客様にその旨を通知し、本製品を現状のまま返送します。この場合、お客様に検証費用をご負担いた

だくことがあります。本製品をお客様に送付するための送料は当社が負担します。

5. 本製品に故障または不具合が認められた場合、当社はお客様に修理の意思を確認します。お客様が本製品の修理を要望しない場合、当社は本製品を現状のまま返送します。この場合、お客様に検証費用をご負担いただくことがあります。本製品をお客様に送付するための送料は当社が負担します。
6. 本製品に故障または不具合が認められ、お客様が本製品の修理を要望する場合、当社は本製品の修理を行い、修理完了後、お客様に本製品を返送します。この場合、お客様に修理費用をご負担いただきます（無償修理の対象となる場合を除きます）。本製品をお客様に送付するための送料は当社が負担します。

第3条（免責事項）

1. 当社は、お客様から修理依頼を受けた本製品に記録されたデータ、プログラムまたは設定内容等（以下、総称して「データ等」といいます）の消失、変更および破損等について、一切責任を負いません。お客様は、修理のため当社に本製品を送付する場合、お客様の責任において、本製品のデータ等のバックアップを取得しておくものとします。
2. 当社は、お客様から修理依頼を受けた本製品に装着されたアクセサリ類（ケース、液晶保護フィルム、SDカードなどを含み、これらに限定されません）の返却について、一切責任を負いません。お客様は、修理のため当社に本製品を送付する場合、お客様の責任において、本製品に装着したアクセサリ類を取り外しておくものとします。
3. 当社は、お客様から修理依頼を受けた本製品の配送において、当社（当社が委託する運送業者を含みます）の責めによらない事由により、本製品が滅失・毀損した場合について、一切責任を負いません。

第4条（保証期間）

1. 本製品の保証期間は、本製品の購入日から1年間です。
2. 前項にかかわらず、新品交換を行なった本製品の保証期間は、新品交換をした日から1年間とします。
3. 本製品のうち、SIMカードに保証期間はありません（初期不良の場合を除き、有償交換となります）。
4. 本製品のうち、当社端末機器に付属するリチウムイオン電池、USBケーブル、その他消耗品に保証期間はありません（初期不良の場合を除き、有償交換となりま

す)。

第5条 (無償修理)

1. 本製品の保証期間内において、本製品の注意事項に従った正常な状態で使用したにもかかわらず、本製品に故障または不具合が生じた場合は、無償修理の対象となります。
2. 本製品の保証期間内であっても、以下の事由による故障または不具合は、無償修理の対象ではありません。
 - ① 購入後の輸送、移動、落下等による故障または損傷
 - ② 不当な修理、改造、または異常電圧に起因する故障または損傷
 - ③ 火災、地震、水害、落雷等の天災事変もしくは盗難、水濡れ、水没等による故障または損傷
 - ④ 外観に反り、ねじれ、水濡れ、破損等が明らかに認められる場合
 - ⑤ 故障の原因が本製品以外にある場合
 - ⑥ 仕様の変更
 - ⑦ ファームウェアのアップデートに起因する故障または損傷

第6条 (有償修理)

本製品に生じた故障または不具合が無償修理の対象にならない場合は、有償修理の対象となります。

第7条 (同等製品との交換)

本製品を新品と交換する場合において、在庫状況等により、同一製品に交換することができないときは、当社が指定する同等の製品に交換します。

第8条 (代替機)

1. 本製品のうち、以下の製品の修理においては、当社はお客様に代替機を無償で貸し出すことができます。

VAIO® Phone
2. 当社がお客様に代替機を貸し出す場合の条件は、次のとおりです。
 - ① 代替機について、機種指定はできません。
 - ② 当社は、お客様への代替機の送付と引き換えに、修理の対象となる本製品を回収します。この場合の送料は当社が負担します。

- ③ 第2号の場合において、当社が修理の対象となる本製品を回収できなかった場合は、代替機に新品交換をしたものとして、新品交換の費用をご負担いただきます。
- ④ 当社は、お客様への修理の対象となる本製品（新品交換をした場合および現状のまま返却する場合を含みます）の送付と引き換えに、代替機を回収します。この場合の送料は当社が負担します。
- ⑤ 第4号の場合において、当社が代替機を回収できなかった場合は、代替機に新品交換をしたものとして、新品交換の費用をご負担いただきます。
- ⑥ 第4号にかかわらず、お客様が事前に日本通信ヘルプデスクに申出た場合には、当社が修理完了を通知した日から14日以内に代替機を返却することができます。
- ⑦ 第6号の場合において、当社が修理完了を通知した日から14日以内に代替機が返却されない場合は、代替機に新品交換をしたものとして、新品交換の費用をご負担いただきます。
- ⑧ 本規定は、貸出中の代替機に準用します。当社は、返却された代替機に保存されているデータ等および装着されているアクセサリ類については、一切責任を負いません。また、当社に返却された代替機にお客様の故意または過失による故障または不具合が認められた場合は、本規定に定める修理費用をご負担いただきます。

第9条（修理費用）

本製品の修理費用は、本規定別紙2に定めるとおりです。

付則（実施時期）

本規定（Ver. 2.1）は、令和5年9月20日から実施します。

<日本通信ヘルプデスク>

お問い合わせフォーム：<https://www.bmobile.ne.jp/mail>

VAIOの商標はVAIO株式会社の登録商標です。